

第155回 定時株主総会 招集ご通知



▶ 日時

2021年6月22日（火曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

▶ 場所

福島県福島市万世町2番5号

当行本店 地下大ホール

（末尾の「第155回定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

▶ 目次

■ 第155回定時株主総会招集ご通知	1
■ 議決権行使についてのご案内	3
■ 株主総会参考書類	
議案 取締役7名選任の件	5
■ 添付書類	
第155期事業報告	15
第155期計算書類	34
第155期連結計算書類	37
監査報告書	40

議決権行使期限

2021年6月21日（月曜日）
午後5時まで

当日ご出席いただけない場合



郵送またはインターネット等により議決権を行使ください
ますようお願い申し上げます。



詳細は3ページから4ページ
をご参照ください。

証券コード8562
2021年5月28日

株主各位

福島県福島市万世町2番5号
株式会社 福島銀行
取締役社長 加藤 容啓

第155回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当行第155回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応につきましては、同封しました「当行第155回定時株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応について」を参照ください。

また、当日の出席に代えて、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、2021年6月21日（月曜日）午後5時までに議決権をご行使いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1	日時	2021年6月22日（火曜日）午前10時
2	場所	福島県福島市万世町2番5号 当行本店 地下大ホール
3	目的事項	報告事項 1. 第155期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件 2. 第155期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 決議事項 議 案 取締役7名選任の件

以上

インターネットによる開示事項について

- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては法令及び当行定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイトに掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。
 - ・ 事業報告の「業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況」
 - ・ 計算書類の「個別注記表」
 - ・ 連結計算書類の「連結注記表」なお、本招集ご通知に記載されている添付書類は、監査役が監査した事業報告並びに会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類の一部となります。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイトに掲載させていただきます。

当行ウェブサイト

<https://www.fukushimabank.co.jp/>

招集にあたってのご案内

- 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主さまにおかれましては軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主さまの大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使には、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席いただく場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

2021年6月22日(火曜日)
午前10時(受付開始午前9時)

書面(郵送)による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限

2021年6月21日(月曜日)
午後5時到着まで

インターネットによる議決権行使



パソコン、スマートフォンから、下記及び次頁の議決権行使サイトにアクセスし、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご登録ください。

詳細は下記及び次頁をご覧ください。

行使期限

2021年6月21日(月曜日)
午後5時まで

インターネットによる議決権行使のご案内

パソコンの場合 (議決権再行使の場合)

STEP 1

議決権行使ウェブサイト
にアクセス
<https://www.e-sokai.jp>



STEP 2

インターネットによる
議決権行使についてを
お読みいただき、
「次へすすむ」をクリック

STEP 3

議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」を入力し、
「ログイン」をクリック
「パスワード」を入力し、
「次へ」をクリック

〈PC向け議決権行使ウェブサイト〉
<https://www.e-sokai.jp>へ
移行します。



ご確認ください!

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、上記議決権行使ウェブサイトにて「議決権行使コード」「パスワード」をご入力しお手続きいただく必要があります。

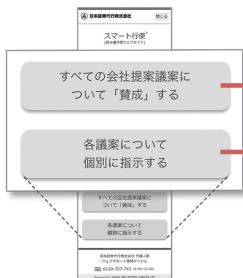
スマートフォンの場合 ※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

STEP 1



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

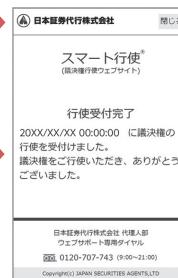
STEP 2



STEP 3



STEP 4



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！

※上記画像はイメージです。実際の画面とは異なります。

【ご注意事項】

- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は株主さまのご負担となります。
- 議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネット等でも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。
- インターネット等で議決権行使を複数回なされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

インターネットによる議決権行使でご不明な点につきましては下記にお問い合わせください。お問い合わせ先は、

株主名簿管理人 日本証券代行株式会社 代理人部
ウェブサポート専用ダイヤル
0120-707-743
受付時間 9:00～21:00 (土曜、日曜、祝日も受付)

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 取締役7名選任の件

当行では各事業年度に対する経営責任の明確化を図るため、定款により取締役の任期を1年と定めており、現在の取締役7名は全員が本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位及び担当	取締役会出席状況
1 再任	(男性) 加藤 容啓 かとう たかひろ	取締役社長	100% (20回/20回)
2 再任	(男性) 佐藤 明則 さとう あきのり	常務取締役企画本部長	100% (20回/20回)
3 再任	(男性) 佐藤 俊彦 さとう としひこ	取締役本店営業部長	100% (20回/20回)
4 再任	(男性) 鈴木 岳伯 すずき たけのり	取締役郡山営業部長	100% (16回/16回)
5 再任 社外 独立役員	(男性) 纈瀬 晃 こうけつ あきら	取締役	100% (20回/20回)
6 再任 社外 独立役員	(女性) 二瓶由美子 にへい ゆみこ	取締役	100% (20回/20回)
7 新任 社外	(男性) 長谷川 靖 はせがわ やすし	—	—

社外 …………… 社外取締役候補者

独立役員 …………… 株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者

■ 生年月日

1956年12月2日生

■ 所有する当行の普通株式数

21,800株

略歴、当行における地位、担当

1980年4月 株式会社東邦銀行入行
2000年3月 郡山東支店長
2003年10月 須賀川支店長
2006年6月 市場金融部長
2007年6月 総合企画部長
2008年6月 取締役総合企画部長
2009年6月 常務取締役
2012年6月 常務取締役（代表取締役）
2013年6月 専務取締役（代表取締役）
2015年6月 取締役退任
福島商事株式会社取締役会長
2015年8月 とうほう証券株式会社代表取締役社長
2018年5月 福島商事株式会社取締役会長退任
とうほう証券株式会社代表取締役社長退任
2018年6月 当行顧問
2018年6月 取締役社長（現在に至る）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

地域や地域金融機関の経営によく通じ、人格、識見、能力、これまでの実績手腕等を踏まえて当行のトップに最もふさわしい人材であるため。

候補者
番号

2

さとう
佐藤

あきのり
明則

再任

■ 生年月日

1956年4月19日生

■ 所有する当行の普通株式数

16,000株

略歴、当行における地位、担当

1980年4月 当行入行
2000年3月 平東支店長
2001年6月 棚倉支店長
2002年5月 経営企画部広報課長
2003年5月 本店営業部法人営業部長
2005年4月 本店営業部法人渉外部長
2005年10月 相馬支店長
2007年7月 二本松支店長
2009年7月 会津支店長
2012年6月 平支店長
2014年6月 執行役員企画本部長
2015年6月 取締役企画本部長
2019年6月 常務取締役企画本部長（現在に至る）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

当行の枢要営業店長、執行役員、取締役として営業、支店運営、企画に関する幅広い知見を有しており、その知見を引き続き当行の経営に生かしてもらいたいため。

候補者
番号

3

さとう
佐藤

としひこ
俊彦

再任

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

■ 生年月日

1968年7月30日生

■ 所有する当行の普通株式数

6,500株

略歴、当行における地位、担当

1991年4月 当行入行

2008年10月 法人営業チーム企業支援室長

2010年4月 企業支援室主任調査役

2011年3月 再生支援室長

2013年4月 与信管理室長

2015年8月 与信統括部長

2016年6月 執行役員審査部長兼与信統括部長

2018年6月 取締役業務本部長兼審査部長兼与信統括部長

2019年6月 取締役本店営業部長（現在に至る）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

審査部兼与信統括部長等を歴任し、審査部門はもとより、債権管理や事業の再生支援の分野で幅広く専門的な知識と豊富な経験を有しており、その幅広い知識と経験を当行の業務執行に生かしてもらいたいため。

候補者
番号

4

すずき
鈴木

たけのり
岳伯

再任

■ 生年月日

1966年6月17日生

■ 所有する当行の普通株式数

3,600株

略歴、当行における地位、担当

1992年4月 当行入行

2009年10月 荒井支店長

2011年6月 郡山営業部副部長

2014年4月 組織開発室長

2015年8月 組織開発部長

2017年4月 平支店長

2018年6月 執行役員 営業本部副本部長

2020年6月 取締役郡山営業部長（現在に至る）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

当行の枢要営業店長、執行役員として営業、支店運営、企画に関する幅広い知見を有しており、その知見を引き続き当行の経営に生かしてもらいたいため。

■ 生年月日

1952年4月21日生

■ 所有する当行の普通株式数

9,500株

略歴、当行における地位、担当

1976年4月 株式会社博報堂入社

1995年12月 同社営業部長

1999年12月 同社営業局長代理

2002年6月 株式会社福島博報堂代表取締役社長

その後、株式会社盛岡博報堂、株式会社秋田博報堂、株式会社福島博報堂及び株式会社仙台博報堂の代表取締役社長及び取締役並びに株式会社青森博報堂の取締役を歴任

2012年7月 株式会社東北博報堂顧問

2013年3月 同社顧問を退任

2013年4月 国立大学法人山形大学客員教授（2019年3月まで）

2013年6月 当行取締役（現在に至る）

2020年4月 国立大学法人山形大学非常勤理事（現在に至る）

重要な兼職の状況

—

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたる企業経営経験、また大学客員教授（技術者倫理担当）として、組織運営、マーケティング、倫理等に関し専門的な知識を有しており、2013年6月から社外取締役として、経営を適切に監督いただいていることから、引き続き社外取締役候補者としております。選任後は、企業経営や専門的知識を活かし経営の監督やアドバイスをいただくことを期待しております。

候補者
番号

6

に へい ゆ み こ
二瓶由美子

再任

社外

独立役員

■ 生年月日

1950年8月31日生

■ 所有する当行の普通株式数

7,400株

略歴、当行における地位、担当

2000年4月 桜の聖母短期大学専任講師

2004年4月 福島県男女共同参画審議会会長（2015年2月迄）

2006年4月 桜の聖母短期大学准教授

2013年4月 桜の聖母短期大学教授

（日本国憲法、法学、労働法制と人権、国際平和論などを講義するとともに、ボランティアセンター長、キャリア学科長、図書館情報センター長などを歴任）

2013年10月 福島地方労働審議会委員（2016年6月迄）

2016年3月 桜の聖母短期大学退職

2016年6月 当行取締役（現在に至る）

2017年4月 福島大学行政政策学類非常勤講師（現在に至る）

2019年6月 福島県立医科大学臨床研究審査委員会委員（現在に至る）

重要な兼職の状況

—

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたり桜の聖母短期大学等で教鞭を執り、法律学、女性学等の専門的な知識を有しているほか、福島地方労働審議会委員など数多くの公職を歴任し、その幅広く高度な知識、経験等を引き続き当行の経営に生かし、2016年6月から社外取締役として、経営を適切に監督いただいていることから、引き続き社外取締役候補者としております。選任後は、専門的知識に基づき当行の経営への助言や業務執行に対する適切な監督やアドバイスをいただくことを期待しております。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

■ 生年月日

1962年2月22日生

■ 所有する当行の普通株式数

一株

略歴、当行における地位、担当

1984年4月 大蔵省（現財務省）入省
 2007年7月 金融庁監督局銀行第2課長
 2008年7月 金融庁監督局保険課長
 2010年7月 金融庁監督局総務課長
 2012年7月 金融庁総務企画局企画課長
 2014年7月 財務省福岡財務支局長
 2015年7月 金融庁総務企画局審議官（企画・市場・官房担当）
 2016年7月 財務省東海財務局長
 2017年6月 株式会社国際協力銀行常務取締役（審査・リスク管理担当）
 2019年6月 財務省退官
 2019年11月 三井住友信託銀行株式会社顧問
 2020年4月 SBIホールディングス株式会社入社（現在に至る）
 2020年8月 地方創生パートナーズ株式会社執行役員事務局長（現在に至る）

重要な兼職の状況

地方創生パートナーズ株式会社執行役員事務局長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大蔵省（現財務省）に入省し、金融庁監督局銀行第2課長、金融庁総務企画局審議官、財務省東海財務局長など歴任されました。また、民間企業の顧問や取締役として企業経営に携わられました。金融行政、企業経営に対する幅広い高度な知識と経験を生かし、当行の経営に指導、助言をしていただきたいため社外取締役候補者としております。選任後は、企業経営や専門的知識を生かし経営の監督やアドバイスをいただくことを期待しております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当行は、社外取締役候補者額野晃、二瓶由美子の両氏との間で、会社法第427条第1項及び当行定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任を、1,500万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額を限度として負担する契約を締結しております。両氏が取締役に再任され就任した場合には、当行と両氏の間で、当該契約を継続する予定であります。また、長谷川靖氏の選任が承認された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約により被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての候補者は、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
4. 額野晃、二瓶由美子及び長谷川靖の3氏は、社外取締役候補者であります。なお、額野晃、二瓶由美子の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ており、本総会において各氏が選任された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
5. 額野晃氏の当行社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって8年、二瓶由美子氏の当行社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
6. 額野晃、二瓶由美子及び長谷川靖の3氏は当行又は当行の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
7. 額野晃、二瓶由美子及び長谷川靖の3氏は当行の親会社等ではなく、また過去10年間に当行の親会社等であったことはありません。
8. 額野晃、二瓶由美子及び長谷川靖の3氏は、当行の特定関係事業者の業務執行者又は役員でなく、また過去10年間に当行の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったことはありません。
9. 額野晃、二瓶由美子及び長谷川靖の3氏は、当行又は当行の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
10. 額野晃、二瓶由美子及び長谷川靖の3氏は、当行の親会社等、当行又は当行の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
11. 額野晃、二瓶由美子及び長谷川靖の3氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当行が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

以 上

(ご参考)

社外役員の独立性判断基準

当行では、社外役員の独立性について、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を充足するとともに、現在または最近において、以下の各要件に該当しない場合、独立社外役員に該当するものいたします。

1. 当行を主要な取引先とする者、またはその業務執行者。
2. 当行の主要な取引先とする者、またはその業務執行者。
3. 当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家。
4. 当行から一定額超の寄付、助成を受けている者、またはその業務執行者。
5. 当行の主要株主、またはその業務執行者。
6. 次に掲げる者（重要でない者は除く）の配偶者および二親等以内の親族。
 - (1) 上記1. から5. に該当する者。
 - (2) 当行およびその子会社の業務執行者。
7. その他、当行の一般株主との間で上記1. から6. までで考慮されている事由以外で恒常的に実質的な利益相反関係が生じるおそれがある者。

【各種定義】

- *「最近」とは、実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。
- *「当行を主要な取引先とする者」とは
 - ・通常取引：直近事業年度における年間連結総売上高に占める当行の割合が2%以上の取引先。
 - ・融資取引：当行が最上位の与信先であり、かつ、当行の融資方針の変更が重大な影響をあたえる取引先。
- *「当行の主要な取引先とする者」とは
 - ・融資取引：当行の総資産の1%以上の貸付を行っている主要な取引先。
 - ・預金取引：当行の総預金の1%以上の預金を受けている主要な取引先。
- *「多額」とは、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金額。
- *「一定額超」とは、過去3年間の平均で年間1,000万円を超える金額。
- *「主要株主」とは、直近の事業年度末時点において、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有する者、または企業等をいう。
- *「重要」とは、役員・部長クラスの者をいう。

第155期（2020年4月1日から 2021年3月31日まで）事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

(主要な事業内容)

当行は、福島県を主な営業基盤とする地域金融機関として、本店ほか支店・出張所において、預金業務、貸出業務、為替業務などの銀行業及びその他銀行業に付随する業務を行っております。また、それらに加え、有価証券投資業務、投資信託や保険商品の窓口販売業務等を行い、地域のお客様に金融商品・サービスを提供しております。

(金融経済環境)

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による2020年4月の緊急事態宣言の発出等に伴い、経済活動が制限され景気は低迷し大変厳しい状況にありました。緊急事態宣言解除後は持ち直しの動きが見られたものの、感染の拡大は終息の見通しが立っておらず、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当行の主たる営業基盤である福島県の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にある中で、災害復旧等による公共投資が高水準で推移し、雇用環境に一部緩やかな改善が見られるものの、感染の再拡大により持ち直しの動きが鈍化しております。

(事業の経過及び成果)

こうした金融経済環境のなか、当行は2020年度を最終年度とする中期経営計画「新生ふくぎん3Cプロジェクト」(2018年4月～2021年3月)に基づき、様々な取組みを行いました。

○ふくぎん“絆”リレープラン

当行は、法人のお客さまの企業活動の創業、成長・発展、承継、再生の各局面のサポート及び、個人のお客さまのライフサイクルイベントに合わせた生活設計のサポートに積極的に取り組んでまいりました。

○SDGsの取り組み

当行は、障がい者の支援・ボランティアに力を入れております。その一環として、障がい者スポーツを応援するため新商品『障がい者スポーツ応援寄付型定期預金「エール2」』の取り扱いを2020年11月2日より開始しました。

2021年9月30日現在における預金残高の0.001%相当額(上限30万円)を(公財)福島県障がい者スポーツ協会へ寄付を行います。2021年3月31日現在の預金残高は91億円となりました。

また、「SDGs危機管理サポート私募債」の取り扱いを2020年4月27日から開始しました。私募債発行手数料の一部を寄付金(または必要な品物等)として県・市町村等自治体、その他の団体等に寄付し、危機管理等に役立ててもらうことで、起債するお客さまが、「レジリエントな社会」づくりに参画できる仕組みとなっています。寄付はお客さまと当行との連名で行います。

○ATMお支払い限度額引下げ

当行は、ご高齢のお客さまから言葉巧みにキャッシュカードをだまし取る「カード手交型詐欺」や「カードすり替え型詐欺」が多発していることを踏まえ、被害発生を防止し、お客様のご預金をお守りするために、当行キャッシュカードの1日あたりのATMお支払限度額を引下げさせていただくこととしました。

○SBIグループとの連携

- ・「福島銀行バンキングアプリ」提供開始(2019年12月)
- ・「福島銀行SBIマネープラザ郡山」開設(2020年1月)

- ・クラウド型ワークフローシステム「承認Time」「経費BankⅡ」提供開始（2020年1月）
- ・SBIレミットとの海外送金サービスの提供開始（2020年3月）
- ・SBI証券との「リアルタイム入金サービス」提供開始（2020年3月）
- ・アスタミューゼ及びSBIネオファイナンシャルサービスーズとの「理系人材」採用支援サービス提供開始（2020年3月）
- ・「SBI損保の自動車保険」の取扱開始（2020年5月）
- ・「SBI損保の火災保険」の取扱開始（2020年7月）
- ・住信SBIネット銀行の「ミスター住宅ローンREAL」および「フラット35」の取扱開始（2020年7月）
- ・SBIスマイルとの「不動産リースバックに係る顧客紹介業務」の開始（2020年7月）
- ・SBI生命の「住宅ローン団信」および「各種ローン団信付保商品」の取扱開始（2021年1月）

○社会貢献活動の取り組み

行員ボランティア活動を通じて地域に貢献しました。2020年度は延べ1,077名の参加がありました。また、2020年10月8日から11月13日に第9回障がい者施設製品大展示即売会を開催しました。今年は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から「カタログ販売」で実施し、総額436万円と過去最高売上高（飲食にかかる代金を除く）となりました。

このような取り組みの結果、当期の業績は次のとおりとなりました。

当期末の預金（譲渡性預金を含む）は、前期末比45,055百万円増加し、763,223百万円となりました。これは主に、法人預金及び個人預金の増加によるものです。

貸出金は、前期末比30,466百万円増加し、562,945百万円となりました。これは主に、コロナ対応融資を中心とした営業店事業性貸出が増加したことによるものです。

有価証券は、前期末比25,373百万円増加し、145,509百万円となりました。これは主に、国債及び社債が増加したことによるものです。

損益面につきましては、経常収益は、前期比267百万円減少し、11,105百万

円となりました。これは、その他業務収益が減少したことによるものです。

経常費用は、前期比1,895百万円増加し、12,864百万円となりました。これは主に、その他経常費用が増加したことによるものです。

以上により、経常利益は、前期比2,163百万円減少し、1,758百万円の赤字となりました。また、当期純利益は、前期比2,094百万円減少し、1,743百万円の赤字となりました。

なお、第155期の期末配当金につきましては、株主の皆様には誠に申し訳なく存じますが、見送らせていただきたいと存じます。

(対処すべき課題)

2021年3月期の当行は、コロナ禍による影響で顕在化した評価損を抱える受益証券や株式等を売却し、また、コロナ禍の影響により今後発生が懸念される信用コストに備えるため、追加引当金を計上したことなどから、1,743百万円の当期純損失を計上いたしました。

世界規模で拡大している新型コロナウイルスの感染は、国内においても全都道府県に拡大し、経済活動に与える影響も多岐に渡り深刻化しております。コロナ禍の影響は先行き不透明であり、長期化する可能性もあることから、このような状況に備えるため、今後拡大する可能性のあるリスク要因について処理するとともに、将来に向けて安定的な収益を確保出来る態勢を構築するための前向きな損失を計上いたしました。

(1) 有価証券運用の大幅な見直し

過去に投資し、コロナ禍による影響で顕在化した評価損を抱える受益証券や株式等を売却するとともに、SBIグループの資産運用ノウハウやグローバルなネットワークから得られるファンド情報等の活用によって、債券中心によるインカム収入重視の有価証券ポートフォリオを再構築いたしました。これにより有価証券関係損益(有価証券利息配当金を含む)1,559百万円の損失を計上いたしました。

(2) 貸倒引当金の追加計上

コロナ禍が当行の貸出債権に与える影響は不確実性を増しております。今後発生が懸念される信用コストに備えるため、309百万円の追加引当金を計上し、不良債権処理費用は合計で1,032百万円を計上いたしました。

2018年9月28日公表の中期経営計画「新生ふくぎん3Cプロジェクト」（計画期間：2018年4月1日～2021年3月31日）の着実な進展により、当行の本業収益（投信解約益を除くコア業務純益）の収益力は大幅に改善しており、2019年3月期274百万円、2020年3月期729百万円、2021年3月期1,357百万円の黒字化を達成しております。

この度の抜本的な収益構造の転換に向けた取り組みの実施により、当行としては有価証券関係損益の安定化を図り、今後は日々の市場の変動に左右されることなく、コロナ禍で苦しむ地元のお客さまの支援に一層注力し、積極的な貸出金の供給を通じて地域経済の活性化に貢献してまいります。

また、SBIグループとの協業を深化させ、有価証券ポートフォリオを再構築するなど当行の財務基盤の強化に加え、SBIグループの幅広い金融商品・サービスやノウハウなど様々な経営資源を活用することで、業績をV字回復させ復配を実現させたいと考えております。

2021年4月1日～2024年3月31日を計画期間とする新中期経営計画「ふくぎん 福島創生プロジェクト」を策定し、10億円以上の安定した本業収益確保を目標としております。

株主の皆様におかれましては一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
預	金	701,675	728,539	718,167	763,123
	定期性預金	362,195	332,988	327,397	324,863
	その他	339,479	395,551	390,770	438,260
貸	出金	505,165	505,977	532,479	562,945
	個人向け	179,998	183,413	195,942	205,880
	中小企業向け	178,734	176,658	201,101	237,852
	その他	146,433	145,906	135,436	119,213
商品有価証券		119	133	122	167
有	価証券	145,472	137,210	120,136	145,509
	国債	44,265	34,362	12,472	23,196
	その他	101,206	102,847	107,664	122,313
総資産		743,959	764,855	752,326	822,331
内国為替取扱高		1,901,459	1,820,197	1,910,588	1,825,376
外国為替取扱高		百万ドル 24	百万ドル 26	百万ドル 31	百万ドル 14
経常利益 又は経常損失(△)		△1,602	294	404	△1,758
当期純利益 又は当期純損失(△)		△3,326	330	350	△1,743
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)		△144円75銭	14円38銭	14円72銭	△62円31銭

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、当期純利益又は当期純損失(△)を期中の平均発行済株式数(自己株式を控除した株式数)で除して算出しております。
3. 2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。2017年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算出しております。

(参考)

企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経常収益	13,618	12,823	13,475	13,314
経常利益 又は経常損失(△)	△1,355	519	494	△1,725
親会社株主に帰属する 当期純利益 又は親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	△3,120	521	409	△1,724
包括利益	△1,720	△1,375	△2,136	2,607
純資産額	29,601	28,224	27,151	29,644
総資産	746,773	768,379	755,605	825,751

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末
使用人数	491人
平均年齢	41年10月
平均勤続年数	17年4月
平均給与月額	338千円

- (注) 1. 使用人数には、出向者を含み臨時雇員及び嘱託は含んでおりません。
2. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 平均給与月額は、3月中の税込み平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数

			当 年 度 末	
福	島	県	50店	うち出張所 (5)
宮	城	県	1	(0)
栃	木	県	1	(0)
茨	城	県	1	(0)
埼	玉	県	1	(0)
合	計		54	(5)

(注) 上記のほか、当年度末において、S P福島、S P郡山、ローンプラザいわき、東京事務所（東京都中央区）及び店舗外現金自動設備62カ所を設置しております。

ロ. 当年度新設営業所
該当ありません。

ハ. 当年度廃止営業所
該当ありません。

(注) 当年度において、店舗外現金自動設備を4カ所設置いたしました。

泉出張所	(福島市泉)
飯坂出張所	(福島市飯坂町)
門田出張所	(会津若松市天神町)
桑折出張所	(伊達郡桑折町)

当年度において、店舗外現金自動設備を12カ所廃止いたしました。

ヨークベニマル浪江店出張所	(双葉郡浪江町)
ヨークベニマル猪苗代店出張所	(耶麻郡猪苗代町)
ヨークベニマル門田店出張所	(会津若松市門田町)
喜多方市役所出張所	(喜多方市御清水東)
いちい鎌田店出張所	(福島市鎌田)
ヨークベニマル須賀川森宿店出張所	(須賀川市森宿)
北福島医療センター出張所	(伊達市箱崎)

ブイチェーン大槻店出張所	(郡山市大槻町)
ヨークベニマル勿来江栗店出張所	(いわき市錦町)
ヨークベニマル二本松インター店出張所	(二本松市成田町)
ショッピングタウン・ベガ出張所	(相馬市馬場野)
陸上自衛隊福島駐屯地内出張所	(福島市荒井)

二. 銀行代理業者の一覧

該当ありません。

ホ. 銀行が営む銀行代理業等の状況

所属金融機関の商号又は名称
住信SBIネット銀行株式会社

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	357
---------	-----

- . 重要な設備の新設等
該当ありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当ありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
株式会社 ふくりーん	福島県福島市 万世町2番5号	リース業務	10百万円	100.00%	—
株式会社 福島カードサ ービス	福島県福島市 万世町2番5号	クレジットカード業務 及び信用保証業務	195百万円	83.67%	—
株式会社 東北バンキング システムズ	山形県山形市松波 四丁目1番15号	コンピューター 関連業務	25百万円	65.83%	—
福活ファンド 投資事業 有限責任組合	福島県福島市 万世町2番5号	投資業務	523百万円	—%	—

- (注) 1. 資本金は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 上記の子会社等4社を連結対象子会社としており、当期の連結経常損失は1,725百万円、親会社株主に帰属する当期純損失は1,724百万円となりました。

(重要な業務提携の概況)

1. 第二地銀協地銀38行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀38行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行62行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合141組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連641（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀38行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、共同利用型クレジット・オンライン・システム（略称CAFS）経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金の実行サービスを行っております。
5. 株式会社セブン銀行、株式会社ローソン銀行及び株式会社イーネットとの提携により、共同利用型クレジット・オンライン・システム（略称CAFS）経由方式で現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金の実行サービスを行っております。
6. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の様況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
加藤 容啓	取締役社長 (代表取締役)	—	—
佐藤 明則	常務取締役 (代表取締役) 企画本部長	—	—
佐藤 俊彦	取締役 本店営業部長	—	—
鈴木 岳伯	取締役 郡山営業部長	—	—
額 額 晃	取締役 (社外取締役)	—	—
二瓶 由美子	取締役 (社外取締役)	—	—
五味 廣文	取締役 (社外取締役)	—	—
稲村 修	常勤監査役	—	—
箭内 貴志	常勤監査役	—	—
新開 文雄	監査役 (社外監査役)	弁護士法人新開 法律事務所代表 社員弁護士	—
鈴木 和郎	監査役 (社外監査役)	鈴木和郎公認会 計士事務所所長	財務及び会計に 関する相当程度 の知見を有する ものであります。
(当年度中に退任した役員)			
箭内 貴志	取締役 事務本部長 (2020年6月23日退任)		
吉田 直人	常勤監査役 (2020年6月23日退任)		
清水 修二	監査役 (社外監査役) (2020年6月23日退任)		

(注) 当行は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けております。

(参考) 当行は、執行役員制度を導入しております。各執行役員の氏名、地位及び担当、重要な兼職等は次のとおりであります。

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
宮下 恵洋	常務執行役員 営業本部長	—	—
横山 利幸	執行役員 業務本部長	—	—
渡辺 敦雄	執行役員 事務本部長	—	—
草野 真之	執行役員 平支店長	—	—

(2) 会社役員に対する報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等の支給額
取締役 (うち社外取締役)	8名 (3名)	年79百万円 (15百万円)
監査役 (うち社外監査役)	6名 (3名)	年26百万円 (4百万円)
合計	14名	年106百万円

(注) 上記支給人数と報酬等の支給額には、2020年6月23日開催の第154回定時株主総会の日をもって退任した取締役1名、常勤監査役1名、社外監査役1名が含まれております。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当行は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は、当行の取締役の報酬は、当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブが機能するものとしており、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各取締役の職務と責任および実績を踏まえることとしております。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、当行の現状に鑑み固定報酬としての基本報酬のみとし、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬としております。

基本報酬の個人別の報酬等は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他行水準、当行の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

個人別の報酬額については、基本方針・決定方針に基づき、代表取締役社長がその具体的内容を示し、取締役会決議で決定しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当行取締役の金銭報酬の額は、1991年6月27日開催の第125回定時株主総会において、月額2,250万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人給与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は15名です。

当行監査役の金銭報酬の額は、1991年6月27日開催の第125回定時株主総会において、月額700万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

(3) 責任限定契約

当行定款において、社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める要件に該当する賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、社外取締役については金1,500万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額とし、社外監査役については金1,000万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(4) 補償契約

該当ありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約により被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当行取締役および監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当行が負担しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
監査役 新開 文雄	弁護士法人新開法律事務所代表社員弁護士
監査役 鈴木 和郎	鈴木和郎公認会計士事務所所長 アレンザホールディングス株式会社 取締役監査等委員

(注) 弁護士法人新開法律事務所と当行の間に利害関係はありません。
鈴木和郎公認会計士事務所と当行の間に利害関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会・監査役会への出席状況	取締役会・監査役会における発言その他の活動状況
取締役 瀬藤 晃	7年9ヵ月	当期中に開催した取締役会20回中全てに出席しております。	取締役会に出席し、主に事業会社の元経営者としての豊富な経験と組織運営、マーケティング、倫理等に関し専門的な知識からの発言を期待し、それに対して積極的に行っていました。
取締役 二瓶由美子	4年9ヵ月	当期中に開催した取締役会20回中全てに出席しております。	取締役会に出席し、主に法律学や女性学等の専門知識に加え、数多くの公職を歴任した幅広く高度な見地から当行の経営への助言や業務執行に対する適切な監督やアドバイスを期待し、それに対して積極的に行っていました。

氏名	在任期間	取締役会・監査役会への出席状況	取締役会・監査役会における発言その他の活動状況
取締役 五味 廣文	9ヵ月	就任後に開催した取締役会16回中全てに出席しております。	取締役会に出席し、金融行政や企業経営に対する幅広い高度な知識や経験を活かし、当行の経営への指導や助言を期待し、それに対して積極的に行っていました。
監査役 新開 文雄	9年9ヵ月	当期中に開催した取締役会20回中全てに出席、監査役会21回中全てに出席しております。	取締役会並びに監査役会に出席し、主に弁護士としての専門的な見地からの発言を行っております。
監査役 鈴木 和郎	9ヵ月	就任後に開催した取締役会16回中全てに出席、監査役会16回中全てに出席しております。	取締役会並びに監査役会に出席し、主に公認会計士としての専門的な知識や経験から、当行の経営監査に対する発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の子会社からの報酬等
報酬等の合計	6名	20	—

(注) 支給人数6名の内訳は、社外取締役3名及び社外監査役3名であります。

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	
普通株式	90,000千株
A種優先株式	90,000千株
発行済株式の総数	
普通株式	28,000千株（自己株式24,395株を含む。）

(2) 当年度末株主数

普通株式	13,650名
------	---------

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
S B I 地銀ホールディングス株式会社	5,000千株	17.87%
技研ホールディングス株式会社	1,331	4.76
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,089	3.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	997	3.56
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	705	2.52
福島銀行従業員持株会	632	2.25
株式会社アラジン	538	1.92
株式会社日本カストディ銀行（証券投資信託口）	397	1.42
株式会社日本カストディ銀行（信託口5）	346	1.23
株式会社日本カストディ銀行（信託口6）	295	1.05

- (注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を控除して算出しております。

(4) 役員保有株式

該当ありません。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等
該当ありません。
- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当ありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 墨岡 俊治 指定有限責任社員 石坂 武嗣	59	会計方針の検討に関する助言・指導

- (注) 1. 監査契約上、会社法監査に係る報酬の額と金融商品取引法監査に係る報酬の額とを区分しておらず、実質的にも区分することが困難であるため、上記報酬の額には合算金額を記載しております。
2. 上記報酬には、会計方針の検討に関する助言・指導における業務報酬2百万円を含んでおります。
3. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額は60百万円であります。
4. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務執行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 補償契約

該当ありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

8. 業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況

業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況は、インターネット上の当行ウェブサイト (<https://www.fukushimabank.co.jp/>) に掲載しております。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

11. 会計参与に関する事項

該当ありません。

12. その他

該当ありません。

第155期 (2020年4月1日から) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収入	7,981	11,105
貸付収入	6,544	
有価証券の売却	1,373	
その他	0	
の	63	
の	0	
の	2,781	
の	457	
の	2,323	
の	17	
の	5	
の	11	
の	325	
の	89	
の	48	
の	187	
経常費用	154	12,864
預金	154	
の	0	
の	1,050	
の	110	
の	939	
の	2,021	
の	0	
の	1,906	
の	115	
の	7,502	
の	2,134	
の	1,032	
の	524	
の	434	
の	143	
経常利益	7,827	1,758
特別利益	44	44
特別損失	11	11
税引当金	11	1,725
法人税	22	
住民税	△5	
当期純利益	17	1,743

第155期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	18,682	555	1,228	1,783	424	3,500	4,202	8,126
当期変動額								
剰余金の配当							△55	△55
利益準備金の積立					12		△12	—
当期純損失 (△)							△1,743	△1,743
自己株式の取得								
自己株式の処分			△0	△0				
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	—	—	△0	△0	12	—	△1,811	△1,799
当期末残高	18,682	555	1,228	1,783	436	3,500	2,391	6,327

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△19	28,573	△4,031	720	△3,311	25,262
当期変動額						
剰余金の配当		△55				△55
利益準備金の積立		—				—
当期純損失 (△)		△1,743				△1,743
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	0	0				0
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)			4,258	—	4,258	4,258
当期変動額合計	△0	△1,799	4,258	—	4,258	2,458
当期末残高	△19	26,774	226	720	946	27,721

第155期末 (2021年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	92,128	預渡性預金	762,684
商品有価証券	167	借入金	100
銭の信託	1,011	外国為替	29,340
有価証券	144,767	その他の負債	0
貸出金	560,420	賞与引当金	2,519
外国為替	404	退職給付に係る負債	138
リース債権及びリース投資資産	5,147	睡眠預金払戻損失引当金	137
その他の資産	16,501	利息返還損失引当金	136
有形固定資産	9,662	繰延税金負債	0
建物	3,608	繰延税金負債	96
土地	5,531	再評価に係る繰延税金負債	642
その他の有形固定資産	523	支払承諾	309
無形固定資産	215	負債の部合計	796,107
ソフトウェア	87	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	127	資本	18,682
繰延税金資産	10	資本剰余金	1,802
支払承諾見返	309	利益剰余金	8,182
貸倒引当金	△ 4,994	自己株式	△ 19
		株主資本合計	28,648
		その他有価証券評価差額金	226
		土地再評価差額金	720
		退職給付に係る調整累計額	△ 76
		その他の包括利益累計額合計	870
		非支配株主持分	125
		純資産の部合計	29,644
資産の部合計	825,751	負債及び純資産の部合計	825,751

第155期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	18,682	1,808	9,962	△19	30,434
当期変動額					
剰余金の配当			△55		△55
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)			△1,724		△1,724
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△0		0	0
連結子会社株式の取得 による持分の増減		△5			△5
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	△5	△1,780	△0	△1,786
当期末残高	18,682	1,802	8,182	△19	28,648

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	△4,031	720	△142	△3,454	171	27,151
当期変動額						
剰余金の配当					△0	△56
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)						△1,724
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						0
連結子会社株式の取得 による持分の増減					△50	△56
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	4,258	—	66	4,325	6	4,331
当期変動額合計	4,258	—	66	4,325	△45	2,493
当期末残高	226	720	△76	870	125	29,644

独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

株式会社 福島銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

仙台事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 墨 岡 俊 治^①

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 坂 武 嗣^①

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社福島銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第155期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

株式会社 福島銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

仙台事務所

指定有限責任社員 公認会計士 墨 岡 俊 治^①
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石 坂 武 嗣^①
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社福島銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社福島銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第155期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月12日

株式会社福島銀行 監査役会

常勤監査役	稲 村	修 ㊟
常勤監査役	箭 内	貴 志 ㊟
監 査 役	新 開	文 雄 ㊟
監 査 役	鈴 木	和 郎 ㊟

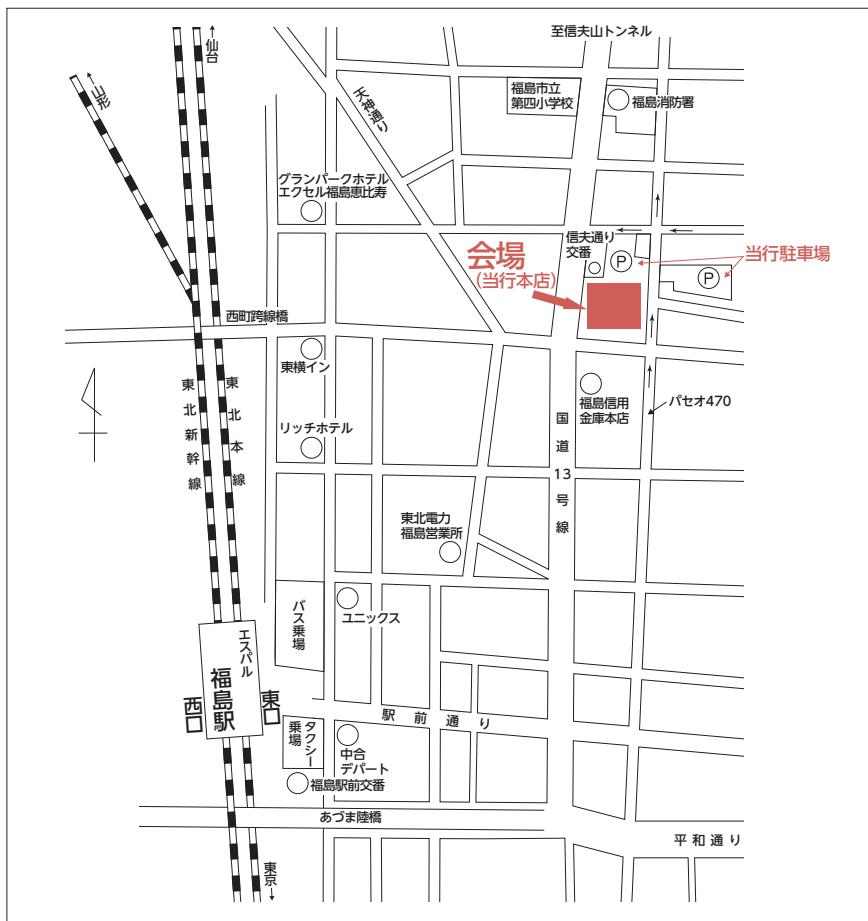
(注) 監査役新開文雄及び監査役鈴木和郎は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

第155回定時株主総会会場ご案内図

福島県福島市万世町2番5号 当行本店 地下大ホール

電話(024)525-2525(代表)



(注) ←印は会場付近の一方通行路です。

第155回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

事業報告の「8. 業務の適正を確保する体制及び当該
体制の運用状況」

個別注記表

連結注記表

（2020年4月1日から
2021年3月31日まで）

株式会社 福島銀行

8. 業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

株式会社福島銀行の取締役会は、会社法並びに会社法施行規則に基づき、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当行の業務並びに当行及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について決議しており、概要は次のとおりとなります。

○「内部統制システムの基本方針」

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、法令、定款等を遵守した行動をとるための行動規範を定め、公表する。
- (2) 取締役の職務執行の牽制機能として2名以上の社外監査役を置く。
- (3) 法令及び定款の遵守を確保するため、コンプライアンス総括部署を設置する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を行うため、取締役会において文書管理規程を制定し、関連資料とともに保存することを定める。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理に関する基本方針は取締役会で決定する。
- (2) リスク管理を行う組織として、リスク管理総括部署を設置する。
- (3) リスク管理の実態を把握するため、独立性を確保した内部監査担当部署を設置する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は業務執行の基本方針の決定と業務の監督に専念し、個別業務の決定は各種委員会及び各業務の担当本部長の判断に極力委ねる。
- (2) 取締役は職務の執行権限を可能な限り各部署及び各営業店の責任者に委譲し、取締役本来の職務に専念出来るよう努める。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、行動規範に反社会的勢力との関係を遮断し不当要求等に毅然として対応することを定める。また、対応する総括部署を明確にする。
- (2) コンプライアンス総括部署は、毎年コンプライアンス・プログラムを策定し、その徹底を期するため本部各部署及び各営業店にコンプライアンス・オフィサーを置く。
- (3) コンプライアンスに関する報告や相談を行える内部通報の仕組みを設ける。

6. 当行および当行子会社から成る企業集団（以下「当行グループ」という）における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ会社管理規程にてグループ会社が当行の事前了解を得る事項および報告する事項を定め、当行はグループ会社を独立した会社として自主性を保つように配慮しながら、適切な指導・管理を行う。
- (2) 当行および当行子会社の取締役が出席するグループ会議を半期毎に開催し、当行子会社の業務執行状況の報告を義務づける。
- (3) 当行グループの企業活動に関連する様々なリスクに対処するため、当行取締役は各担当部署と緊密な連携を図りつつ、リスクの特定・分析・評価を実施の上、社内規程等に基づき、リスク管理を行う。
- (4) 子会社においても、業務の決定および執行について相互監視が適正に行えるよう、取締役会と監査役を設置する。
- (5) 子会社には当行から取締役又は監査役を派遣する。
- (6) 子会社にコンプライアンス担当者を配置する。
- (7) 子会社は、当行の内部監査の対象とする。

(8) 当行グループ役員が当行コンプライアンス統括部署または外部の弁護士に対して直接通報を行うことができるコンプライアンス・ホットラインを整備する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、内部監査担当部署の使用人に監査業務の補助を行うよう依頼することができる。この場合、内部監査担当取締役は原則としてこれに応じるものとする。

8. 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役職務を補助すべき使用人は、監査役指揮命令下で業務を行い監査役以外からの指揮命令を受けない。

(2) 上記の補助すべき使用人の異動、人事評価および懲戒等については、監査役の意見を尊重する。

9. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制

当行の取締役および使用人は、職務の執行状況等について、監査役から報告を求められた場合、速やかに報告を行う。

10. 子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告するための体制

(1) 子会社の取締役、監査役および使用人は、職務の執行状況等について、当行監査役から報告を求められた場合、速やかに報告を行う。

(2) コンプライアンス・ホットラインにより当行の取締役または使用人が子会社の取締役、監査役および使用人から法令等の違反行為の報告を受けたときは、当行のコンプライアンス担当部署は、報告内容に応じた事実関係の確認を行い、その調査結果を速やかに当行監査役に報告する。

11. 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

社内通報規程において、報告をした者が当該報告を理由として、不利な取扱いを受けないことを定める。

12. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当行は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払または支出した費用の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用が監査役職務の執行について生じたものでないと認められる場合を除き、これに応じる。

13. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役会は、必要に応じ代表取締役社長、監査法人とそれぞれ当行が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行うことができる。

(2) 株主総会に付議する監査役選任議案の決定にあたっては、監査役会とあらかじめ協議する。

(3) 監査役は取締役会、危機管理委員会その他重要な会議に出席し、意見を述べるることができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①コンプライアンスに対する取組みの状況

- 当行は、福島銀行の役職員（役員、社員、準社員）が常日頃心掛けるべき最低限の行動規範として「福島銀行役職員の行動規範」を定め、月2回開催するコンプライアンス勉強会のうち1回は「福島銀行役職員の行動規範」を全員で読み合わせることに定め、認識強化に努めております。

また、「コンプライアンス規程」に基づき、年度コンプライアンス計画の実践状況、重要なコンプライアンス違反の発生事実および講じた措置、その他の重要事項について、取締役会への報告を適宜実施しております。

- 内部通報体制については、社内通報規程を定め、社内通報窓口をコンプライアンス担当部署に、社外通報窓口を顧問弁護士事務所に設置しております。通報事項はコンプライアンス担当役員を經由し社長まで報告する体制になっております。

通報者のプライバシーには十分配慮した対応を行い、通報を行なったことを原因とした人事上のほか、いかなる報復、不利益行為も起こさせない仕組みとしております。

②リスク管理体制

- 当行が定めるリスク管理規程に基づき、統合リスク量を四半期毎に取締役会に報告しております。
- 監査部は、内部監査計画に基づき、当行本支店、本部各部門および関連会社の監査を実施し、監査結果については取締役会へ報告を行っております。

③監査役監査の実効性確保の体制

- 代表取締役社長を含めた本部の役員と社外取締役、監査役全員が出席する定期的会合を年2回開催し、重要な課題について意見交換を行っております。

また、代表取締役社長と常勤監査役も必要に応じ意見交換を行っております。

- 常勤監査役は、取締役会のほか、ALM委員会、審査委員会等の重要な会議に出席し、監査の実効性を高めております。また、グループ会議には、監査役全員が出席し、子会社の役員から重要事項の報告を受けています。

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等（株式については決算期末月1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額）に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
その他	3年～15年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間に

おける平均値に基づき損失額を求め、将来見込みに応じてより実態を反映する算定期間に基づいて算定するなどの修正を加えて算定しております。

破綻懸念先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下、「要注意先」という。）のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者（以下、「要管理先」という。）に対する債権については今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、将来見込みに応じたより実態を反映するための修正を加えて算定しております。また、要管理先以外の要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下、「正常先」という。）に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しております。

これらに加え、要注意先及び正常先のうち物理的に集客を要する特定業種に属する債務者については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による当行の貸出金等への影響を反映するため、今後予想される業績悪化の状況に基づく修正を加えた予想損失率によって、貸倒引当金を追加計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、本部の審査部署が当該査定結果を査閲するとともに、更にこれらの部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,701百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用　　：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に（重要な会計上の見積り）を記載しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金の算定における債務者区分の判定

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 4,814百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

当行の貸倒引当金の算定方法は、「重要な会計方針」の「6 引当金の計上基準（1）貸倒引当金」に記載しております。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による当行の貸出金等への影響を反映するため、特定債務者の債務者区分を足許の業績悪化の状況を踏まえて修正して貸倒引当金を算出しております。

② 主要な仮定

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動への影響は前事業年度末より今後1年程度続くものと想定していましたが、その後の感染拡大状況やワクチン接種開始に向けた動きなどを踏まえ、当事業年度末より今後1年程度続くものとの想定に変更し、当行の貸出金等の信用リスクに一定の影響があるとの仮定を置いております。

また、貸倒引当金の算定の基礎となる資産査定における債務者区分を決定するに当たり、各債務者に係る財務情報、将来見込情報、融資契約条件、取引履歴、その他の定性情報等の情報に基づき、これらを総合的に勘案した判断を行っております。これらのうち、特に将来の業績改善を見込んだ経営改善計画や今後の経営改善計画の策定見込みなどの債務者に係る将来見込情報に対する判断は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済への影響を強く受け、貸倒引当金の水準に大きな影響を与える主要な仮定であると位置付けております。

③ 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

上記の仮定は不確実であり、翌期において経済環境や貸出先の状況が想定より変化した場合には、翌事業年度の損失額が増減する可能性があります。

2. 新型コロナウイルス感染症に関する貸倒引当金の算定

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 309百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

当行の貸倒引当金の算定方法は、「重要な会計方針」の「6 引当金の計上基準（1）貸倒引当金」に記載しております。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による当行の貸出金等への影響を反映するため、物理的に集客を要する特定業種については、今後予想される業績悪化の状況に基づく修正を

加えた予想損失率によって、当事業年度末において貸倒引当金309百万円を追加計上しております。

② 主要な仮定

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動への影響は前事業年度末より今後1年程度続くものと想定していましたが、その後の感染拡大状況はワクチン接種開始に向けた動きなどを踏まえ、当事業年度末より今後1年程度続くものとの想定に変更し、当行の貸出金等の信用リスクに一定の影響があるとの仮定を置いております。

このような仮定の下、物理的に集客を要する特定業種については特に新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済の影響を色濃く受けており、業況回復は今後も当面弱い動きが続くと判断しております。

③ 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

上記の仮定は不確実であり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況やその経済への影響が当初の想定より変化した場合には、損失額が増減する可能性があります。

3. 繰延税金資産の見積り

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

繰延税金資産 一百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

当行の繰延税金資産は、一般に公正妥当と認められる企業会計基準に基づき、将来課税所得や将来減算一時差異の無税化のスケジュールリングを見積り、その回収可能性を検討しております。

② 主要な仮定

当行における過年度の課税所得の発生状況も踏まえ、翌期の課税所得の発生見込に関しては慎重な判断を行っております。

③ 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

上記の仮定は不確実であり、翌期において当行を取り巻く内外環境が当初の想定より変化した場合に、翌事業年度の繰延税金資産は増加する可能性があります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 1,018百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は649百万円、延滞債権額は10,648百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は9百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は258百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、

延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は11,566百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、407百万円であります。

7. 対応する債務が貸借対照表に計上されている担保提供資産はありませんが、為替決済、歳入代理店、公金収納、外国為替等の取引の担保として、有価証券31,031百万円、定期預け金212百万円及びその他資産13,000百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金敷金202百万円及び手形交換所担保保証金等3百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、43,592百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが38,834百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価及び第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

- | | |
|--|-----------|
| | 3,117百万円 |
| 10. 有形固定資産の減価償却累計額 | 15,681百万円 |
| 11. 有形固定資産の圧縮記帳額 | 2,821百万円 |
| 12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は35,525百万円であります。 | |
| 13. 関係会社に対する金銭債権総額 | 2,678百万円 |
| 14. 関係会社に対する金銭債務総額 | 456百万円 |
| 15. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。 | |

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、12百万円であります。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	20百万円
役務取引等に係る収益総額	66百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	15百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	0百万円
役務取引等に係る費用総額	17百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	257百万円

その他の取引高の総額

代位弁済額	0百万円
-------	------

2. 関連当事者との間の取引

(1)子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有割合 (%)	関係内容		取引の 内 容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の 兼任等	事業上 の 関係				
子会社	株式会社 福島カード サービス	福島県 福島市	195	信用保証業 クレジット カード業	83.6 〔16.3〕 (注)1	2人	当行各種 ローンの 保証	保証	3,597	—	—
								保証料 (注)2	1	未払費用	0
								保証履行 に伴う 代位弁済	0	—	—

(注) 1 「議決権等の所有割合」欄の〔 〕内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の議決権を行使することに同意している者」による所有割合であります。

2 株式会社福島カードサービスより当行の各種ローンに対して保証を受けております。保証料は、各種ローン債務者から直接保証会社に支払うほか、一部のローンについては当行より支払っており、当事業年度における債務者の支払額は3百万円、当行の支払額は1百万円となっております。

なお、取引条件は、商品ごとに保証対象の各種ローンの信用リスク等を勘案し、決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有割合 (%)	関係内容		取引の 内 容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員 の 近親者	阿部典生 (注)1	—	—	会社役員	—	—	資金の 貸 付	融資取引 (注)4	57	貸 出 金	220
								利息の 受 取	1	未収収益	—
役員 の 近親者	箭内達哉 (注)2	—	—	会社員	—	—	資金の 貸 付	融資取引 (注)4	28	貸 出 金	27
								利息の 受 取	0	未収収益	—
役員 の 近親者 が議決 権の過 半数を 所有し ている 会社等	野田鉄工 有限会社 (注)3	福島県 福島市	6	鉄鋼業	—	—	資金の 貸 付	融資取引 (注)4	60	貸 出 金	80
								利息の 受 取	0	未収収益	—

- (注) 1 当行の常務取締役佐藤明則の近親者であります。
2 当行の監査役箭内貴志の近親者であります。
3 当行の常務取締役佐藤明則の近親者が議決権の過半数を所有する会社であります。
4 取引条件及び取引条件の決定方針等
融資取引については、一般取引条件と同様に決定しております。
5 記載金額のうち、取引金額は純額であります。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株 式 数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	23	0	0	24	(注)

- (注) 普通株式の自己株式の増加及び減少は、次のとおりであります。
単元未満株式の買取請求による増加 0千株
単元未満株式の買増請求による減少 0千株

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2021年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△0

2. 満期保有目的の債券 (2021年3月31日現在)

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	社債	19,184	19,258	73
	その他	499	518	18
	外国証券	499	518	18
	その他	—	—	—
	小 計	19,684	19,776	92
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	社債	20,489	20,234	△254
	その他	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小 計	20,489	20,234	△254
合 計		40,173	40,011	△162

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2021年3月31日現在)

時価のある子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	747
関連法人等株式	—
合 計	747

4. その他有価証券（2021年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	174	124	50
	債券	8,596	8,542	54
	国債	4,385	4,346	39
	地方債	—	—	—
	社債	4,211	4,195	15
	その他	38,019	36,798	1,221
	外国証券	1,809	1,798	10
	投資信託	36,210	35,000	1,210
	小 計	46,790	45,464	1,325
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	837	841	△4
	債券	22,638	22,928	△289
	国債	18,810	19,094	△283
	地方債	989	991	△1
	社債	2,838	2,842	△4
	その他	32,589	33,299	△710
	外国証券	1,296	1,299	△3
	投資信託	31,292	32,000	△707
	小 計	56,064	57,069	△1,004
合 計		102,855	102,534	321

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	365
その他	1,368
合 計	1,733

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1,357	37	524
債券	—	—	—
その他	420	11	—
投資信託	420	11	—
合 計	1,778	48	524

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は株式434百万円であります。

なお、減損処理にあたっては、原則として事業年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%から50%程度下落した場合には、回復の可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

運用目的の金銭の信託（2021年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	1,011	—

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金(注)	1,374百万円
貸倒引当金	6,034百万円
退職給付引当金	452百万円
減価償却費	116百万円
有価証券評価損	270百万円
その他	448百万円
繰延税金資産小計	8,696百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△1,374百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△7,321百万円
評価性引当額小計	△8,696百万円
繰延税金資産合計	—百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	94百万円
投資事業組合の未実現利益	1百万円
その他	0百万円
繰延税金負債合計	96百万円
繰延税金負債の純額	96百万円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度(2021年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越 欠損金(※)	—	—	—	247	—	1,126	1,374
評価性引当額	—	—	—	△247	—	△1,126	△1,374
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	990円89銭
1株当たりの当期純損失金額	62円31銭

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 4社
会社名
株式会社ふくぎんリース
株式会社福島カードサービス
株式会社東北バンキングシステムズ
福活ファンド投資事業有限責任組合
- ② 非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
- ② 持分法適用の関連法人等
該当ありません。
- ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
- ④ 持分法非適用の関連法人等 3社
主要な会社名

株式会社トラストワン

持分法非適用の関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。なお、持分法非適用の関連法人等の3社は、福活ファンド投資事業有限責任組合の投資先であります。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

12月末日	1社
3月末日	3社
- ② 12月末日を決算日とする連結される子会社及び子法人等については、連結決算日までの期間に生じた重要な取引について調整を行ったうえ連結しております。また、その他の連結される子会社及び子法人等については、それぞれの決算日の計算書類により連結しております。

会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等（株式については連結決算期末月1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額）に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- ② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
その他	3年～15年

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

- ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失額を求め、将来見込みに応じてより実態を反映する算定期間に基づいて算定するなどの修正を加えて算定しております。

破綻懸念先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下、「要注意先」という。）のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者（以下、「要管理先」という。）に対する債権については今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、将来見込みに応じたより実態を反映するための修正を加えて算定しております。また、要管理先以外の要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下、「正常先」という。）に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しております。

これらに加え、要注意先及び正常先のうち物理的に集客を要する特定業種に属する債務者については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による当行の貸出金等への影響を反映するため、今後予想される業績悪化の状況に基づく修正を加えた予想損失率によって、貸倒引当金を追加計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、本部の審査部署が当該査定結果を査閲するとともに、更にこれらの部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,701百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。

(8) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、当連結会計年度末において必要と認められる額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 : 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次連結会計年度から損益処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(10) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) リース取引の処理方法

(貸主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価で計上する方法によっております。

(12) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度から適用し、連結注記表に（重要な会計上の見積り）を記載しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金の算定における債務者区分の判定

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金 4,994百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

当行グループの貸倒引当金の算定方法は、「会計方針に関する事項」の「(5) 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による当行グループの貸出金等への影響を反映するため、特定債務者の債務者区分を足許の業績悪化の状況を踏まえて修正して貸倒引当金を算出しております。

② 主要な仮定

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動への影響は前連結会計年度末より今後1年程度続くものと想定していましたが、その後の感染拡大状況やワクチン接種開始に向けた動きなどを踏まえ、当連結会計年度末より今後1年程度続くものとの想定に変更し、当行グループの貸出金等の信用リスクに一定の影響があるとの仮定を置いております。

また、貸倒引当金の算出の基礎となる資産査定における債務者区分を決定するに当たり、各債務者に係る財務情報、将来見込情報、融資契約条件、取引履歴、その他の定性情報等の情報に基づき、これらを総合的に勘案した判断を行っております。これらのうち、特に将来の業績改善を見込んだ経営改善計画や今後の経営改善計画の策定見込みなどの債務者に係る将来見込情報に対する判断は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済への影響を強く受け、貸倒引当金の水準に大きな影響を与える主要な仮定であると位置付けております。

③ 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

上記の仮定は不確実であり、翌期において経済環境や貸出先の状況が想定より変化した場合には、翌連結会計年度の損失額が増減する可能性があります。

2. 新型コロナウイルス感染症に関する貸倒引当金の算定

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金 309百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

当行グループの貸倒引当金の算定方法は、「会計方針に関する事項」の「(5) 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による当行グループの貸出金等への影響を反映するため、物理的に集客を要する特定業種については、今後予想される業績悪化の状況に基づく修正を加えた予想損失率によって、当連結会計年度末において貸倒引当金309百万円を追加計上しております。

② 主要な仮定

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動への影響は前連結会計年度末より今後1年程度続くものと想定していましたが、その後の感染拡大状況やワクチン接種開始に向けた動きなどを踏まえ、当連結会計年度末より今後1年程度続くものとの想定に変更し、当行グループの貸出金等の信用リスクに一定の影響があるとの仮定を置いております。

このような仮定の下、物理的に集客を要する特定業種については特に新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済の影響を色濃く受けており、業況回復は今後も当面弱い動きが続くと判断しております。

③ 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

上記の仮定は不確実であり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況やその経済への影響が当初の想定より変化した場合には、損失額が増減する可能性があります。

3. 繰延税金資産の見積り

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

繰延税金資産 10百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

当行グループの繰延税金資産は、一般に公正妥当と認められる企業会計基準に基づき、将来課税所得や将来減算一時差異の無税化のスケジュールリングを見積り、その回収可能性を検討しております。

② 主要な仮定

当行グループにおける過年度の課税所得の発生状況も踏まえ、翌期の課税所得の発生見込に関しては慎重な判断を行っております。

③ 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

上記の仮定は不確実であり、翌期において当行グループを取り巻く内外環境が当初の想定より変化した場合には、翌連結会計年度の繰延税金資産は増加する可能性があります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金（連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く）108百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は650百万円、延滞債権額は10,680百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権は9百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は258百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は11,598百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、407百万円であります。

7. 対応する債務が連結貸借対照表に計上されている担保提供資産はありませんが、為替決済、歳入代理店、公金収納、外国為替等の取引の担保として、有価証券31,031百万円、定期預け金212百万円及びその他資産13,000百万円を差し入れております。

なお、その他の資産には、保証金敷金203百万円及び手形交換所担保保証金等3百万円が含まれておりません。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、46,450百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが41,692百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価及び第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,117百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 15,777百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,821百万円

12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は35,525百万円であります。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他業務費用」には、国債等債券償還損1,906百万円及び国債等債券償却82百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、株式等償却449百万円及び株式等売却損524百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計 年度末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	28,000	—	—	28,000	
自己株式					
普通株式	23	0	0	24	(注)

(注) 普通株式の自己株式の増加及び減少は、次のとおりであります。
単元未満株式の買取請求による増加 0千株
単元未満株式の買増請求による減少 0千株

2. 配当に関する事項

- (1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年6月23日 定時株主総会	普通株式	55百万円	2円00銭	2020年3月31日	2020年6月24日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの該当ありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心として、リース業務、クレジットカード業務及び信用保証業務などの金融サービスを提供しております。当行グループの主たる業務である銀行業務について、当行では、福島県内を中心とした預金による調達を行っております。調達した資金は、福島県内の企業や個人、地方公共団体向けへの貸出金を中心として運用しております。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動によるマイナスの影響を抑制するように、当行では、資産及び負債の総合的管理（以下、「ALM」という。）を行っております。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として福島県内の企業及び個人に対する貸出金であり、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。貸出金は、経済環境等の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

そのほか、有価証券は、主に債券、株式及び投資信託であり、満期保有目的、売買目的及びその他目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

金融負債の主なものは、一般顧客から調達する預金であり、当行グループの信用状況の変化や市場環境の大きな変化により、資金調達力の低下や資金流出が発生する流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループは、当行の信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出先について信用情報に基づき内部格付を行い、与信限度額を設定し、個別案件ごとの与信審査によって、保証や担保の設定を検討しているほか、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、審査部を中心として行われ、必要に応じて経営陣を含めた審査委員会での審議や取締役会に対する報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクについては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

i) 金利リスクの管理

当行グループは、ALMによって金利の変動による影響を管理しております。ALMに関する規則及び要領において、リスク管理手法や手続き等の詳細を明記しており、ALM委員会では総合企画部が月次ベースで把握した有価証券及び預金・貸出金等の金利リスクについて報告し、当該リスクの現状や今後の対応等の協議を行っております。また、取締役会に対しても定期的に報告しております。

ii) 価格変動リスクの管理

有価証券の保有については、投資運用ルールに従い、事前審査、投資額の限度のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。ALM委員会では総合企画部が月次ベースで把握した当該リスクの現状や今後の対応等の協議を行っております。

iii) 市場リスクに係る定量的情報

当行において、主要なリスク変数である金利リスク、価格変動リスク等の影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券」、「預金」であります。

当行では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスクに関する定量的分析を行っており、市場リスクの内部管理にVaRを利用しております。

VaRの算定にあたっては、分散共分散法（観測期間1年、信頼区間99%）を採用しております。算定に使用している保有期間は商品区分により異なり、「貸出金」及び「預金」は120日、また、「有価証券」のうち、満期保有目的の債券、政策投資株式は120日、売買目的有価証券は10日、その他有価証券は60日にて算定しております。

当期の連結決算日における当行の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で2,491百万円であります。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

なお、当行ではモデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実施し、使用する計測モデルが十分な精度により市場リスクを捕捉していることを確認しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額を用いております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によって算定した場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注2)参照）。また、重要性が乏しいものは注記を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金預け金	92,128	92,128	—
(2) 金銭の信託	1,011	1,011	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	40,173	40,011	△162
其他有価証券	102,856	102,856	—
(4) 貸出金	560,420		
貸倒引当金 (*)	△4,937		
	555,482	558,850	3,367
資産計	791,651	794,857	3,205
(1) 預金	762,684	762,732	47
(2) 譲渡性預金	100	100	—
(3) 借入金	29,340	29,338	△1
負債計	792,124	792,170	46

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関等から提示された基準価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関等から提示された基準価格によっております。

自行保証付私募債は、発行体の内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用コスト率を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、貸出金に含まれる仕組ローンについては、取引金融機関等から提示された価格によっております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 譲渡性預金

預入期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金はずべて固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の新規借入において想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間の場合は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)その他有価証券」には含まれておりません。

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
① 非上場株式 (* 1) (* 2)	596
② 組合出資金 (* 3)	1,096
③ 新株予約権付社債 (* 4)	45
合 計	1,737

(* 1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(* 2) 当連結会計年度において、非上場株式の減損処理はありません。

(* 3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(* 4) 新株予約権付社債については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 3年以内 (百万円)	3年超 5年以内 (百万円)	5年超 7年以内 (百万円)	7年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預け金	82,972	—	—	—	—	—
有価証券 (* 1)						
満期保有目的の債券	4,998	15,916	14,830	2,514	620	1,292
その他有価証券のうち 満期があるもの	1,561	2,829	3,083	3,926	6,573	16,150
貸出金 (* 2)	121,241	97,188	73,991	61,116	66,902	125,444
合 計	210,774	115,934	91,904	67,558	74,096	142,888

(* 1) 有価証券は、元本についての償還予定額を記載しており、連結貸借対照表計上額とは一致しておりません。

(* 2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない14,535百万円は含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 3年以内 (百万円)	3年超 5年以内 (百万円)	5年超 7年以内 (百万円)	7年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預金 (*)	730,849	22,580	9,255	—	—	—
譲渡性預金	100	—	—	—	—	—
借入金	27,910	885	545	—	—	—
合 計	758,859	23,465	9,800	—	—	—

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2021年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△0

2. 満期保有目的の債券 (2021年3月31日現在)

	種 類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	社債	19,184	19,258	73
	その他	499	518	18
	外国証券	499	518	18
	その他	—	—	—
	小 計	19,684	19,776	92
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	社債	20,489	20,234	△254
	その他	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小 計	20,489	20,234	△254
合 計		40,173	40,011	△162

3. その他有価証券 (2021年3月31日現在)

	種 類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	175	124	50
	債券	8,596	8,542	54
	国債	4,385	4,346	39
	地方債	—	—	—
	社債	4,211	4,195	15
	その他	38,019	36,798	1,221
	外国証券	1,809	1,798	10
	投資信託	36,210	35,000	1,210
	小 計	46,791	45,465	1,325
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	837	841	△4
	債券	22,638	22,928	△289
	国債	18,810	19,094	△283
	地方債	989	991	△1
	社債	2,838	2,842	△4
	その他	32,589	33,299	△710
	外国証券	1,296	1,299	△3
	投資信託	31,292	32,000	△707
小 計	56,064	57,069	△1,004	
合 計		102,856	102,534	321

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1,357	37	524
債券	—	—	—
その他	420	11	—
投資信託	420	11	—
合 計	1,778	48	524

5. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は株式434百万円であります。

なお、減損処理にあたっては、原則として当連結会計年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%から50%程度下落した場合には、回復の可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

運用目的の金銭の信託（2021年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	1,011	—

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1,055円16銭
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純損失金額	61円62銭

株主の皆さまへ

2021年5月28日
株式会社 福島銀行
取締役社長 加藤容啓

当行第155回定時株主総会における
新型コロナウイルス感染防止への対応について

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

来る6月22日（火）に当行第155回定時株主総会の開催を予定しておりますが、新型コロナウイルスによる感染防止に向けた当行の対応について、以下のとおりご案内いたしますとともに、株主の皆さまのご理解ならびにご協力をお願いいたします。

1. 当行対応について

- ・会場受付および会場各所に消毒液を設置いたします。
- ・株主総会運営スタッフは、マスクを着用させていただきます。
- ・ご入場前に検温させていただき37.5度以上の発熱が確認された方、体調不良と思われる方は、ご入場をお断りすることや退場を命じることがございます。
- ・接触感染のリスクを減らすため、本年もお土産の配布を行いません。

2. 株主さまへのお願い

- ・屋内の閉鎖的な空間で他人と近距離で一定時間いることが感染リスクを高め、特に基礎疾患のある方やご高齢の方は重症化のリスクが高いとされておりますので、該当する株主さまは株主総会への出席を見合わせることもご検討ください。
- ・株主総会への出席を検討させている株主さまにおかれましては、当日までの健康状態にもご留意いただき、くれぐれもご無理をなさませぬようお願いいたします。
- ・株主総会の議決権行使につきましては、書面またはインターネットによる方法もございますので、そちらのご利用も併せてご検討ください。

3. ご来場される株主さまへのお願い

- ・マスク着用の上、ご来場くださいますようご協力をお願いいたします。
- ・会場に設置の消毒液をご利用いただきましてから会場内にお入りくださいますようお願いいたします。
- ・体調不良と見受けられる株主さまには、運営スタッフがお声掛けをさせていただくことがございますので、あらかじめ了承ください。
- ・株主ではない代理人および同伴の方など、株主さま以外の方は本株主総会にご出席いただけません。

なお、今後の状況によりましては、対応方法等を変更する場合もございますので、ご了承いただきたくお願い申し上げます。

以上